

議案第84号

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年三朝町条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。